

令和5年度

事業計画書

令和5年4月1日から

期 間

令和6年3月31日まで

(第12期)

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構

I 運営方針

愛媛県の農林水産業を取り巻く環境は、コロナ禍の中、国際化の進展、消費形態の変化や産地間競争の激化による価格低迷、高齢化の進行による生産者の減少、担い手不足、肥料等生産資材の高騰による影響など厳しい状況が続いており、更には、耕作放棄地の拡大や鳥獣被害の増加、森林の荒廃、水産資源の減少など解決すべき大きな課題に直面している。

こうした中、国においては、農林水産業における「攻めの経営」の確立を目指して、経営力の強化に向けた支援体制の整備とともに、特に、農業分野においては、令和5年度までに全農地の8割が担い手によって利用されるという目標を達成するため、農業の成長産業化に向けて、農地の集積・集約化を進めるとともに、農業経営基盤強化促進法の改正を行い、地域計画の策定により、農地の集約化の促進を図ることとしている。

このため当機構においては、農地中間管理機構が保有する農地の中間保有・再配分機能を十分に発揮し、市町他関係機関・団体と連携を密にして、担い手への農地集積・集約に集中的に取り組み、経営規模拡大と農地利用の効率化・高度化を着実に推進する。

また、担い手の支援については、各種情報提供や相談、支援活動等を行い、本県の農林漁業を牽引する意欲ある担い手を確保・育成するとともに、農林漁業の後継者はもとより、都市で育った青年や定年退職者、農外企業の参入など多様なルートからの幅広い新規就業者の確保・育成に努め、その就業ステージに応じた支援活動を行う。

さらに、農林漁業後継者の活動や集落営農活動などに対する助成事業をとおして、次代の愛媛の農林漁業を担う幅広い人材を育成するとともに、農業経営サポートセンターによる農業経営の強化、法人化等に向けた支援体制の充実に努める。

なお、当機構は、業務運営体制の効率化や財政資金の有効活用を図り、愛媛県出資法人経営評価指針に基づく経営改善対策を実践するとともに、公益財団法人の目的に沿った業務を積極的に遂行する。

II 各事業計画書

第1 農地中間管理事業

(1) 農地中間管理事業 (57,117,000 円) 【前年度 50,711,000 円】

農地中間管理事業は、市町が策定する地域計画等に即し、担い手が希望する農地の集積・集約を支援して農業の生産性を高めることを目的としている。愛媛県では農地の受け皿となる担い手が極めて少なく、しかも高齢化しているため、事業を推進するには担い手の育成・確保を併せて推進する必要がある。

このため、県や市町、農協等の関係団体の協力を得て、水田農業においては集落営農組織の設立・法人化と法人への農地集積を、果樹農業においては新規就農者や後継者の確保・育成と優良園地の提供を推進する。

① 農地中間管理事業の推進体制等

県や農業団体等で構成する農地中間管理事業推進会議や地方局段階の推進班会議等の活動を通じて、関係機関・団体が一体となって事業の推進を図る。

なお、事業の一部業務は市町や地域農業再生協議会等に委託し、これら関係機関・団体の協力を得ながら事業を進める。

② 農地中間管理事業の実施

ア 利用権の設定等

機構は、地域計画の推進やマッチング等の調整を経て提出される市町の意見書に基づき、利用権の設定等に係る農用地利用集積等促進計画を作成し、農業委員会や市町、利害関係人の意見を聴取し決定する。機構は県知事に対して決定した促進計画の認可申請を行う。利用権等の設定等は、県知事の促進計画の承認により行う。

機構は、市町に対して、意見書の提出に当たり、農協や農業委員会等の協力を得て、地域計画に係る地域での話合いや借受希望者と貸付希望農用地とのマッチング等に取り組み、利用権の設定等に向けた合意形成が図られるよう、協力を求める。

なお、令和6年度までの経過措置として、農用地の出し手と受け手の貸借が一括で完了する集積計画一括方式による利用権の設定等も行う。

イ 貸付希望農地及び借受希望者の登録

農地中間管理事業の利用を推進するため、農地の貸借のマッチングが成立していない場合、市町の協力のもとに出し手から「貸付希望農用地登録申請書」、又は受け手から「農用地等借受希望申込書」の提出を受け、機構のホームページに掲載しマッチングの促進に活用する。

ウ 農地中間管理事業の業務の委託

機構は、農地中間管理事業を円滑かつ効果的に実施するため、業務の一部を外部に委託する。

(ア) 農地中間管理事業の業務の一部を委託する者の名称及び住所

	名 称	住 所
1	松山市	松山市二番町四丁目7番地2
2	今治市農業再生協議会	今治市別宮町1丁目4番地1
3	宇和島市	宇和島市曙町1番地
4	八幡浜市	八幡浜市北浜一丁目1番1号
5	新居浜市	新居浜市一宮町一丁目5番1号
6	西条市	西条市明屋敷164番地
7	大洲市	大洲市大洲690番地の1
8	伊予市	伊予市市場127番地1
9	四国中央市	四国中央市中ノ庄町1684-16
10	西予市	西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
11	東温市	東温市見奈良530番地1
12	上島町農業再生協議会	越智郡上島町弓削下弓削210
13	久万高原町	上浮穴郡久万高原町久万212
14	松前町	伊予郡松前町大字筒井631番地
15	砥部町	伊予郡砥部町宮内1392番地
16	内子町	喜多郡内子町平岡甲168番地
17	伊方町	西宇和郡伊方町湊浦1993番地1
18	松野町	北宇和郡松野町大字松丸343番地
19	鬼北町	北宇和郡鬼北町大字近永800番地1
20	愛南町	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地
21	愛媛県土地改良事業団体連合会	松山市愛光町1番地24

(イ) 委託しようとする業務の内容

農地中間管理事業の推進に関する法律第22条第1項で定める委託してはならない業務を除く業務のうち業務委託先と合意に至った農地中間管理事業に係る業務

(ウ) 委託の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日までのうち契約の締結期間

③ 関連事業との連携

農用地の基盤整備事業や果樹の改植等事業などについては、農地中間管理事業が効果的に実施されるよう、県・市町の担当部署や農協、普及組織等と緊密に連携する。

特に、機構関連農地整備事業は、機構が借受けた農地を対象に基盤整備を行うことによって、担い手への農地の集積・集約化を進めることを目的としていることから、機構は、県、市町、県土連をはじめ、農協や土地改良区等との連携を図るコーディネーターとしての役割を担う。

④ 評価委員会の開催

第三者で構成する農地中間管理事業評価委員会を開催し、事業の効果的な実施に向けて助言と評価を受ける。

(2) 特例事業

担い手の要請を受けて希望される農用地を買い入れ、売り渡す（一時貸付け後売り渡す場合を含む）。買い入れにかかる資金は、県の債務保証のもとに全国農地保有合理化協会から融資を受ける。

農地売買等事業計画

売買事業等農地買入計画	借入資金計画	借入先
400,000,000 円	400,000,000 円	全国農地保有合理化協会

第2 農林漁業後継者助成事業

(1) 農業後継者助成事業 (8,780,000円)【前年度10,500,000円】

新規就農者の確保育成、さらには地域農業のリーダーとなる人材を確保していくため、就農希望者への就農相談、就農に向けた研修、就農後の定着から地域農業のリーダーとなるような活動を支援するなど、総合的な就農支援対策を実施する。

① 営農インターン推進事業 (7,050,000円)【前年度同額】

就農への不安を解消し、スムーズに就農ができるよう、JA、市町公社、先進農家等で研修を実施する新規就農希望者を支援する。

対象者：就農を目指して研修を実施する者

事業費：75千円/月 最大2年間

内 容：JA、市町公社、先進農家等での就農に向けた知識・技術習得のための研修

② 就農促進サポート事業 (500,000円)【前年度600,000円】

農業者組織による就農相談活動、地域農業のリーダーとなるような組織活動を支援する。

対象者：愛媛県認定農業者連絡協議会、愛媛県農協青壮年連盟

事業費：250,000円（1組織当たり）

内 容：就農相談、組織会員の農業経営スキルアップ研修、交流活動等

③ 青年農業者活動促進事業 (1,230,000円)【前年度1,450,000円】

青年農業者が地域で抱える課題解決やリーダー育成等を図ろうとする活動や、国際感覚に優れた担い手を確保しようとする組織活動を支援する。

ア 青年農業者組織活動促進事業 (1,110,000円)【前年度1,300,000円】

青年農業者が課題解決やリーダー育成を図ろうとする研究発表大会、調査研究活動などの組織活動を支援する。

対象者：愛媛県青年農業者連絡協議会

事業費：1,110,000円

内 容：研究発表大会、プロジェクト活動、交流活動等

イ 海外派遣農業研修啓発活動 (120,000円)【前年度150,000円】

国際感覚に優れた農業者を確保育成するため、海外派遣農業研修の啓発や研修に向けた組織活動を支援する。

対象者：愛媛県国際農業者交流協議会

事業費：120,000円

内 容：海外派遣農業研修事業啓発活動、派遣前研修等

(2) 林業後継者助成事業 (600,000 円) 【前年度 570,000 円】

新規就業者や将来の地域リーダーとなりうる就業者等が専門的知識・技術を習得できるよう現地研修、先進地研修等を行う活動を支援する。

対象者：林業就業者（3 地区）

事業費：200,000 円（1 地区当たり）

内 容：現場研修、先進地研修等

(3) 漁業後継者助成事業 (2,070,000 円) 【前年度 2,500,000 円】

技術及び知識の習得のための自主的な調査研究活動、漁業に生きがいと使命感を持つ質の高い漁業後継者となる組織活動を支援する。

① 若い漁業者自主研修活動育成事業 (1,000,000 円) 【前年度 1,250,000 円】

県下各地で抱えている課題に、青年漁業者自らが取り組み、その成果を地元水産業に反映するための研究活動を支援する。

対象者：愛媛県青年漁業者連絡協議会（4 地区）

事業費：250,000 円（1 地区当たり）

内 容：水産資源保護培養研究、新養殖技術導入、人工具等真珠品質比較試験、養殖漁場環境改善研究等

② 青年漁業者連絡協議会活動促進事業 (1,070,000 円) 【前年度 1,250,000 円】

青年漁業者が質の高い漁業後継者となるための研究発表大会、先進地研修等の組織活動を支援する。

対象者：愛媛県青年漁業者連絡協議会

事業費：1,070,000 円

内 容：研究発表大会の開催、漁業先進地研修、全国大会派遣、協議会の結成促進等

(4) 農業経営指導強化事業 (1,000,000 円) 【前年度 1,500,000 円】

集落営農組織等が行う共同作業、農地利用集積活動及び集落営農組織の法人化に向けた活動を支援する。

対象者：集落営農組織等（5 集落）

事業費：200,000 円（1 組織当たり）

内 容：共同作業活動、農地集積活動、組織の法人化等

第3 青年農業者等育成センター事業

(1) 就農支援活動事業（7,693,000円）【前年度同額】

① 就農相談窓口活動

農業従事者の高齢や担い手が減少していくなかで、1人でも多くの新規就農者を確保するため、就農を希望する者に対して就農関連情報の提供、相談活動等を実施するとともに、きめ細かな相談活動に対応するため就農相談員を設置する。

② 就農支援資金償還業務

過去に貸し付けた就農支援資金の償還業務を行う。

③ 農村青年人材育成活動

青年農業者を全国段階への会議等へ派遣するとともに、県段階の活動を支援する。

ア 全国青年農業者会議への派遣

イ 全国農業青年交流交換会への派遣

ウ 地区青年農業者会活動

エ 青年農業者大会の開催（県若い農業経営者大会、県青年農業者技術交換大会等）

④ 企業等への就農促進活動

農業参入を希望する企業等に対し、円滑な参入を図るための相談活動を実施する。

⑤ 新規就農予定者等への就農促進活動

就農や農業法人等での就業を希望する者を対象に、就業相談会を開催し、スムーズな就農・就業を支援する。

⑥ 就農支援活動の強化・啓発及び広報活動

就農事例集の作成、ホームページを活用した就農啓発、就農相談のインターネット予約など就農支援活動を強化する。

第4 林業労働力確保支援センター事業

(1) 林業労働力確保推進事業(20,491,000円)【前年度20,138,000円】

林業の成長産業化を目指し、森林を次世代へ健全な姿で継承するためには、林業の担い手の確保・育成は必要不可欠である。このため、新規就業の促進、林業事業体の経営基盤の強化・合理化に関する情報提供及び異業種等からの新規参入を促進する事業等を実施する。

① 林業担い手確保対策事業(10,199,000円)【前年度9,872,000円】

ア 林業労働力育成協議会の開催

林業労働力の確保促進を図るため、林業労働者の募集・林業への新規就業者の受け入れ・林業の機械化及び林業労働安全に関する事項等について林業労働力育成協議会を開催し協議を行う。

イ 林業就業者指導・相談業務

電話、来所、メール等による新規就労希望者への情報提供や事業体の求人に対する助言指導並びに事業体の就労改善に関する相談指導等を実施するとともに、県内での就業相談会の開催や全国規模の就業相談会へ参加する。

ウ 新規参入者受入体制整備指導事業

林業事業体に対し、雇用関係の明確化、労働条件の改善、社会保険への加入促進、採用条件の整備について指導を行う。

また、新規参入者の受入に有効なインターンシップ(就業体験)の誘致・勧誘と実施に係る調整・指導を行うとともに、広くホームページや相談会を通じて林業就業者を募集する。

エ 林業労働者資格認定事業

林業就業者の習得した技術・資格等によって、「愛媛県林業技能技士」、「愛媛県高度林業機械技士」に認定する。

オ 林業就業支援事業

新規に林業への就業を希望する者に対し、林業就業のための基礎的知識の講習や実習を行う林業就業支援講習を実施する。

② 林業事業体支援事業（10,292,000円）【前年度10,266,000円】

林業事業体の経営基盤の強化を図るため、次の事業を行う。

ア 林業事業体経営分析及び労務情報提供

林業事業体の経営基盤の強化や経営の合理化を図るため、巡回指導やこれらに関する実態調査を行うとともに、情報誌による情報提供を行う。

また、認定林業事業体等に対し、経営診断や現場作業システムの改善等生産性の向上等に関する指導を実施する。

イ 異業種等新規参入促進支援事業

林業に参入した建設業従業員や新規に改善計画の認定を受けた林業事業体等を対象に、高性能林業機械の操作方法、作業路の開設方法、作業工程やコスト管理技術の研修を実施する。

(2) 林業雇用改善促進事業(3,384,000円)【前年度1,160,000円】

林業事業体及び林業従事者に対し、雇用管理の改善に資する情報提供等、次の事業を行う。

① 相談指導事業

事業主に対する求職情報の提供や雇用改善の指導並びに求職者に対する求人情報提供や就業相談等を行う。

② 雇用情報収集・提供事業

林業雇用改善推進会議の参加等を通じて、雇用状況の情報収集、改善策の検討を行うとともに、雇用情勢等必要な情報を情報誌等により提供する。

③ 研修事業

林業事業体の雇用管理に関する問題点及び経営の問題点を改善し、林業担い手の安定的な確保育成を図るため、林業事業主・雇用管理者を対象に林業雇用管理研修会を開催する。

(3) 林業機械貸付事業（32,000,000円）【前年度18,920,000円】

① 貸付事業

改善計画認定事業体の就労環境の改善と事業の合理化に資するため、機構所有の林業機械（プロセッサ1台）を貸し付ける。

② リース支援事業

新規参入事業者等の事業規模拡大及び生産性の向上を図る事業者に対し、林業機械のリース等に対する補助を行う。

第5 農業経営総合支援事業

(1) 農業経営総合支援事業 (20,000,000円)【前年度同額】

農村地域の高齢化等が急速に進展し、産地規模の縮小や営農基盤の維持が難しくなるなど経営環境が悪化する中で、地域農業の担い手は、農業経営の強化や次世代農業者への事業継承などの諸課題に対応していく必要がある。このため、経営意欲のある農業者が法人化や創意工夫を活かした農業経営を展開できるように、関係機関と連携して助言・指導を行うなど、経営強化を支援する。

① 農業経営サポート事業 (18,500,000円)【前年度同額】

農業経営の強化、法人化等に取り組む農業経営者や農業者組織に対し、各分野のコンサルタントを派遣して経営分析や改善方法、法人化、労務管理、販路拡大などについて助言・指導を行い、経営強化を支援する。

② 相談活動等支援事業 (1,500,000円)【前年度同額】

農業法人の雇用情報や経営移譲の希望などの情報を収集するとともに、効果的な情報発信に努め、円滑な就農相談活動を支援する。